厚生文教常任委員会会議録

1 日 時 令和3年6月21日(月)

14時15分開会 15時00分閉会

2 会議場所 役場3階第2委員会室

3 出席議員 委員長:口田邦男 副委員長:山下清美

委 員:深沼達生、川上 均、中河つる子、高橋政悦

議 長:桜井崇裕

4 事務局 事務局長:田本尚彦、次長:宇都宮学

5議 件

(1) 請願の審査について

・請願第17号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願

- (2) 議会報告会と町民との意見交換会のテーマについて
- (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長: それでは、皆さん、大変御苦労さまである。只今より厚生文教常任委員会を開催する。

(1) 請願の審査について

・請願第17号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願

委員長:請願の審査についてである。その審査に入る前に、前回の委員会で言われた資料を 用意してあるので、事務局のほうから説明をお願いする。

宇都宮次長:資料のほうについて御説明させていただく。レジュメのほかに、3つの資料を 用意させていただいている。最初に、1枚ものの資料であるが、高レベル放射性廃棄 物の最終処分場にしないことを求める意見書の提出状況。前回の委員会でも御説明さ せていただいたが、令和3年3月に意見書提出済みの自治体議会が4つあり、士幌、 新得、中札内、本別ということで御説明させていただいている。こちらについて、ど のように提出内容をしているかについてだが、先週確認してみたのだが、士幌町議会 については、請願書の文章をそのままであり、提出先については、意見書案の原案は 今配付していないが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海 道知事ということで、地区連合の案と同様の内容である。続いて、新得町については、 本文と記の部分を修正して提出している。本文の部分は、下のほうだが、「北海道内 に高レベル放射性廃棄物最終処分場を受け入れることは容認できません」の部分を 「北海道内に高レベル廃棄物処分場は受け入れ難く、慎重に対処するよう要望しま す」という文言になっている。あと、記以下の部分の1番と2番については削除して いる。最後の提出先については、北海道は受入れしないと知事のほうは言っているの で、知事のほうには提出していないようである。続いて、また最初の資料に戻ってい ただきたいが、中札内村議会については、こちらについても原文と提出先は変更ない まま提出しているとの話である。続いて、本別町議会については、提出先はそのまま 国だとか、北海道知事に提出しているが、原文の部分で、先ほど新得の議会のほうを もう一回見ていただきたいが、その記以下の2の部分を削除して、本別町議会は提出 しているというような状況である。続いて、令和3年6月だが、鹿追町議会で、前回 の委員会の時点ではまだ鹿追町議会は開会されていないが、事務局のほうに聞いてみ たところ、鹿追町議会では、原文変更なしで、提出先も変更なしで提出する予定とい うようなお話を伺っている。最後に、両面の資料だが、「すべての自治体で高レベル 放射性廃棄物の最終処分場の受入れは拒否しよう!」という資料も配付させていただ いているが、こちらについては、紹介議員である川上議員のほうから本日の朝、提供 していただいた資料で、過去に高レベル放射性廃棄物の関係の条例だとか、決議だと か、意見書だとかを提出した道内の自治体を時系列に表にしたものを、参考までに配 付してある。こちらについても、2000年度や2012年度など相当昔の分も含まれてい るが、それを見ていくと、直近で管内の部分では、先ほど言われたように、令和3年

3月で、十勝では今のところこれを見ても4自治体なのかなというふうに思う。以上である。

委員長: 只今、事務局のほうから説明があった。それで、確認の上、今日いろいろと判断を していただきたいというふうに思うが、よろしくお願いする。まず、今の説明の中で 質問か何かあれば。

(なしという声あり)

委員長:それでは、意見を伺う。深沼委員。

- 深沼委員:私の考えとしては、このままの部分で提出してはどうかと思っている。あと、北海道知事には、北海道自体がこの条例に関して決めていることなので、知事にはいいかなと。新得町のこの「受け入れ難く慎重に対処する」とあるが、聞きようによっては受け入れてもいいというふうにも取れるので、ここはやはり放射能というのは、正直危険なものでもあるし、どこかには造らないとはならないのだろうとは思うが、やはりそういうものを北海道に持ってくること自体風評被害にもなるので、私は強い意思でこのままの文章でいいかなと思う。
- 中河委員:私も本文のほう、それに記と書いてあるほうも、やはり北海道全体で考えなければならないのではないかなという感じがするので、記の部分も入れていいかなと私は思う。

委員長:その後の知事は入れるということでよいか。

中河委員:知事も入れてもいいかなという気がする。知事にも再度というか、今のところは いいのだが。

川上委員:私は提出者なので、できれば原文のまま提出していただきたいということと、知 事も含めてということでお願いしたいと思う。

- 山下委員:今回、いろいろ事務局で調査していただいた。この意見書については、本当にこうした放射性物質が、この日本国内どこでも必要ないという意見になると思う。そういった中では、新得のほうでやったように、しっかりと国のほうで検討してもらうという部分が重要かなとは思う。そういった部分で、北海道には来てほしくないのだけども、国全体でどう対応していくかという部分では、新得案でもいいのかなという気がする。以上である。
- 高橋委員:新得案を読ませてもらったが、確かに新得案だと全てを網羅するかなという気がする。うちだけは来てほしくないではなくて、きちんと検討するようにという意見書なので、これなら意見書になるかなという気もする。本当に新得のであったら、百歩譲ってこれであったら出してもいいかなという気がする。ただ、原文のままだと本当にうちだけは来てほしくないというのが前面に出ていて、ちょっとこれだけを出すのであれば、賛同できないかなという気がする。

委員長:議長。

桜井議長:清水町議会として、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を受入れないと、拒否するというようなその動きというのは、清水町議会として意見書で出したほうがいいのか、それとも、しっかり決議をして、清水町はこうなのでという部分をアピールしたほうがいいのか。そういった論点もあるのかなという気がするのだが、その辺につい

て皆さんの考え方をちょっと分かれば教えていただきたい。意見書で毎年のように出すのも必要かと思うが、しっかり、芽室町のように、本町はこういうことについては拒否するといった、おそらく決議宣言している町のほうが重たいと思う。近隣のところは条例までつくっているが、幌延町を含めて、寿都町近辺。十勝管内においてもしっかりと決議をして宣言をしている町村もあると。そういうことになると、清水町の立場として、意見書を出している町村もあるが、どういうふうに明確に対応したらいいのか、その辺を委員の皆さんに、ちょっと考え方があればお聞きしたいと思う。

委員長:今の議長の意見に対して何かあれば。川上委員。

川上委員:以前、清水町は非核宣言の町ということで取り組んでいたと思うので、確かに間違いなくという部分で言えば、本当は町として決議を、やはりきちんとして意思表明をするのが一番よろしいのかなと思う。ただ、当面、まず前段としては、議会としての意思をまずはっきりしようということでは、今回の意見書をまず前段として、その順番としてやっていくことも大切かなと思う。

委員長:委員は、どうか。

中河委員: 私もそのことは今までも大事だと思っていたが、決議というのは大事ではないか と。この農業の町の清水町からすれば、決議するというのも大事ではないかとは思っ ていた。

委員長:いろいろ意見があろうかと思うが、これは意見書の請願の問題である。これについては意見が2つあるので、これは採択をするか。これは採決で決めさせていただく。 それでは、請願第 17 号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める 意見書の請願について、このままの内容採択したほうがいいという方は挙手を願う。

(賛成者3名挙手)

委員長: 3名の方が挙手ということで、この請願が採択と決定する。

委員会で採択になれば6月22日の本会議で報告し採決される。本会議で採択になれば、所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見案を提案するため、直接委員会に関係ないが、意見書案の内容について確認する。

(意見書案配付)

委員長:意見書案について何か意見はあるか。山下委員。

山下委員:意見書案について、私、先ほど述べたので、先ほどの意見と変わりはない。

委員長: 先ほど山下委員より、意見書案について新得方式のとおり修正してはどうかという 意見があったが、その点について川上委員から何か意見があるか。

川上委員:まず確認したいのは、中身はとりあえず別としても、この意見書については採択 をしてもらったということでよろしいのか。

委員長:そう。

川上委員:あと、中身の文言の問題になるとは思うが、できるだけ皆さんが納得できるよう な形のものがあれば、私も固執するわけではないので。

深沼委員:ちょっと聞きたいのだが、2番を削除して1番だけ残すというのは問題があるか。

委員長:このことに関して意見はあるか。

桜井議長:この2番を削除するということはどういう意味か。

深沼委員:試験的にやっている部分もあるので、2は削除してもいいのかなと思ったが。

委員長:川上委員。

川上委員:この部分というのは、あくまでも本町においてなので、清水町にもしこういうものを造るよということで、国の科学的特性マップでは清水も適地にはなっている。そういう部分では、もし清水にそういうものを造るとなったときに、清水としてはどうするのだと。この町として、この町に造るというときに、断るのか、断らないのかだと思う。そういうことで考えていただきたいと思う。

委員長:高橋委員。

高橋委員:この2番が清水町というであったら、その前段の文章で北海道云々というところもつじつまが合わないし、私も山下委員と同じように、新得案であれば、百歩譲って賛成しようかと。それ以外は賛成できないというスタンスである。あと、ちょっと国語的なことなのだが、ちょっと分からないのが、この案の下から6行目、「住民の不安や垣根の上に成り立つような自治体運営を進めてなりません」という言葉は、ちょっと理解できないのだが。これは何を意図してこんな表現になっているのか。「進めてはなりません」なら分かるが、何かこの辺はどういうことなのかを聞いてみたいなと思う。

委員長:川上委員、どうか。

川上委員:要するに、住民の不安がある中で進めることは要するに駄目だということである。 委員長:はい。

高橋委員:中身の意味を聞いているのではなくて、こんな日本語があるのかということを聞いている。

委員長:よろしいか。

川上委員:あるからこういう表現になっていると思う。

高橋委員:予想とかは言わないでほしい。

川上委員:不安の垣根だと思う。

高橋委員:そこではない。「進めてなりません」。

川上委員:「進めてはなりません」だと思う。

高橋委員:それなら分かる。紹介議員の川上委員に、それでいいのかどうか。「進めてなりません」という文言があったとして、その「進めてはなりません」と違う解釈があるのであれば、それ直したらまずいから、ちょっとそこら辺を確認していただければなと思うのだが。意見書として出すのだから、そこが今かっちりやっていたほうがいいかなと思う。

委員長:川上委員。

川上委員:これは文言の使い方だと思うので、問題はないと思う。

委員長:総体的に新得案を採用してはどうかという話であるが、そういうことでよろしいか。 川上委員。

川上委員:確かに新得案も意見書として内容は通るとは思うが、表現上、例えばこの「放射

性廃棄物処分場は受け入れ難く、慎重に対処するように強く要望します」という部分では、ちょっと表現が弱いと私は思う。ここはそのまま残して、例えば、1番を残しして2番を削るとかという部分であれば、問題はないのかなということは思う。

委員長:高橋委員。

高橋委員: それは、それぞれの委員の意見だから、それを否定することはしないが、私は、 要するに新得案ならば意見書に賛成するという私の意見である。

委員長:山下委員も新得案。そこで、中河委員、新得案でよろしいか。

中河委員:私は初めの新得案でない「容認できません」のほうが、私はいいと思う。

委員長:ほかにないか。一応、全員一致という考えでいる。川上委員、中河委員、物足りないかもしれないが新得案で譲歩願いたいが。川上委員。

川上委員:であれば、記でいう1と2の削除の部分だけは仕方がないという部分では削って、 残りの部分はそのままという形で何とかお願いをしたいなと。山下委員と高橋委員に はお願いしたいなと思うが、いかがか。

委員長:山下委員。

山下委員:条例に基づき受け入れ難くと書いてあるから、似たような、同じ解釈ではないかなという気がするのだが。北海道では、この条例をしっかり制定しているので、これに基づいて受け入れ難いという部分の表現でも構わないのかなと。条例に基づいて受け入れ難いという部分で、容認できないという部分と等しいような内容になるのではないかなという気がする。以上である。

高橋委員:根本的に山下委員と同じだが、新得でなぜここをこう変えたのかというところを 知りたいところであるし、多分、私は山下委員と同じような意見を持っていて、ここ はこういうふうに表現したほうがいいだろうという結論に達したのだと思う。それで、 そこをそのままにして、1、2を削除してみたいな、その強いか弱いかではなくて、 きっちりこの内容を相手先に知らしめるのが意見書であって、結果としてどうなるか 分からないけど、ざっと読んだ中、元の文章よりこちらのほうがとても心が伝わるよ うな気がした。

委員長:休憩する。

【休憩 14:45】 【再開 14:48】

委員長:再開する。それでは、意見が出そろったので、只今、採決で決めたいと思う。3本の意見が上がっている。中河委員は全部案のとおりと。そして、川上委員が言った意見は、記の部分を削除すると、削除してもいいという意見であった。それと、もうつは新得案と、この3つになった。

休憩する。

【休憩 14:50】 【再開 14:51】 委員長:再開する。それでは、いろいろな御意見が出たが、最終的に皆さんの判断を仰ぐ。 新得案どおりとし、下から6行目の「自治体運営を進めてなりません」を「自治体運営を進めてはなりません」に変更することについて、よろしい方、挙手願う。

(全員举手)

委員長:前回一致でそのとおり決定する。

- (2) 議会報告会と町民との意見交換会のテーマについて
- 委員長:議会報告会と町民との意見交換会についてである。前回、皆さんに意見を求めた中では、「情報共有の在り方」というテーマで申し上げた。しかし、議会運営委員会では、ちょっとそれではうまくないから、再度、町民が分かりやすい、そういう内容で検討してほしいという差戻しがあったので、相談する。何か意見をお願いする。山下委員。
- 山下委員:情報共有というか、やはり町で何をやっているかという部分と、町民が知り得ている部分というのはちょっと乖離している部分が、結構最近見られるので、ここ数年。そういった部分では、町の行政がやられていることがきちっと町民に伝わるような手法を何回か提案はしているのだけども、なかなかそれが実現されていない部分があるので、そういった町民との共有というか、今、町がどうやっているかという部分がきちんと伝わる方法について、町の人たちはどう考えているのかという部分がちょっとほしいなと。

委員長:高橋委員。

- 高橋委員:とりあえず、議会運営委員会で差し戻されたわけではなくて、議会運営委員会の一議員が、それは何かいう話になって、もう少し検討しようということにはなったのだけれども、うちの厚生文教常任委員会で決めたことに対して、一議員がそれは何かと言う権利はないというところであるし、万が一、これが駄目であるという話になるのであれば、うちの委員会としては出す必要もないし。向こうはよくて、こちらが駄目というのは、力関係になる。だから、それに便乗して、ここで会議をし直すなどというのは愚の骨頂であるし、もう少し委員長には胸を張って言ってもらいたかったと思うが、いかがか。
- 委員長:皆さんがもう一回考え直すかという気持ちがあれば、それでもいいし、このままい こうということになれば、それでもいいと思う。どうか。川上委員。
- 川上委員:私は情報共有というのは非常に大事だと思う。そういう中で、私が今感じているのは、個人情報の取扱いがあまりにも四角四面過ぎて、やはり町民の公の利益というか、その部分が個人情報のせいでないがしろにされている。特にコロナのときは非常に強く感じたところである。そういう部分では、個人情報のそういう取扱い、なかなか難しい問題だとは思うが、そういう個人情報の取扱いを含めた共有の在り方という部分を、やはり町民と真摯に向き合って議論する必要もあるのかなと、私はやはり思う。以上である。

委員長:高橋委員。

高橋委員:今、川上委員言ったのは、まさにそのとおりで、行政というのは、都合の悪いことになったら、個人情報がある云々って、必ずそこに逃げる傾向がある。それに対処できるような、例えば、防災組織に対しての個人情報の在り方とか、また、それを持っている役場がどこまで出すのが可能なのかと、そういうことも町民の人は知らないことであるし、全てを知るということにはならないと思うが、やはり知らなければ困ることというのもあるはずだし、その辺のことを議会を通して体制づくりをしていくというための、今回、その町民の意見を聞きたいというのは、決して悪いことではないというふうに思う。

委員長:中河委員、どうか。

中河委員:悪いとは思わない、情報共有の在り方については。

委員長:深沼委員は。

深沼委員:実際、町民の方が何を知りたいのかとか、やはりいろいろ多分あると思う。町に しても、議員にしても。やはりそういった思いというものがうまく聞き出されたらと いうふうな気はするのだが、あまりうまく言えないが。

委員長:分かった。それでは、このテーマについては再度、委員長、腰が弱いというふうに 指摘があったので、今度は頑張って、これでいく。よろしいか。

(なしという声あり)

(3) その他

委員長:その他、ないか。

(なしという声あり)

委員長:所管事務調査の申し出事項の件であるが、1つ目は、保育所の運営についてということで、保育所におけるコロナ対策の状況、それから、給食委託の運営状況、2つ目は、学童保育の運営についてということで、清水学童保育所の施設の現状と今後の運営ということで、これについては清水小学校、児童館の視察を検討している。よろしいか。

(はいという声あり)

委員長:そういうことで実施するので、調査期間については、ちょっと早くなるということ なので、よろしくお願いする。

以上で、厚生文教常任委員会を終了する。

【閉会 15:00】